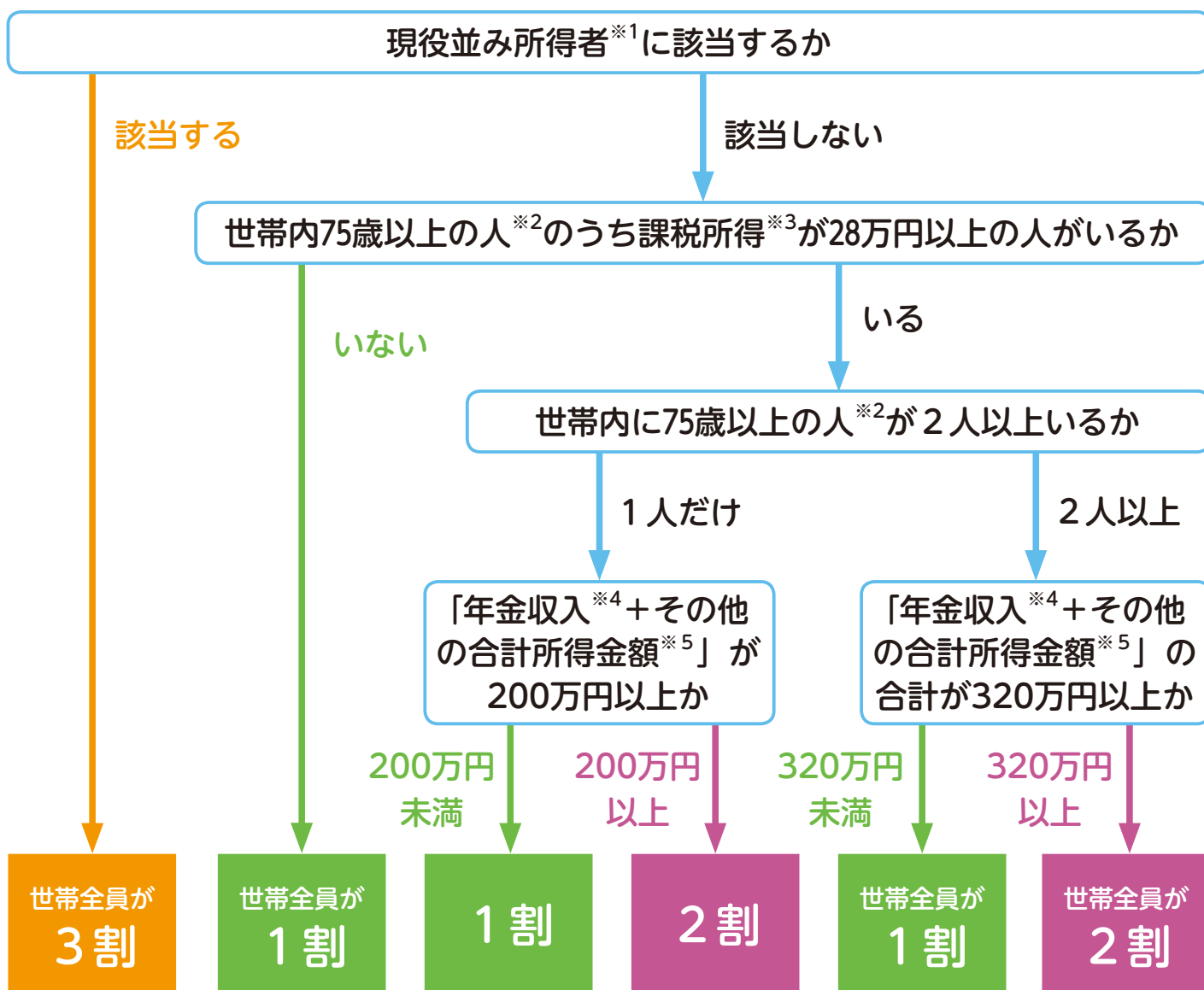


～後期高齢者医療制度に関するお知らせ～

一定以上の所得のある人（75歳以上の人など）の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人（75歳以上の人など）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担となります。

負担割合が何割になるか確かめてみましょう！



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※3 住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）
- ※4 遺族年金や障害年金は対象外
- ※5 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

窓口負担割合が2割になる人には、負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる人について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人に、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担額 ③ (②－①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③－④)	2,000円

💡 配慮措置として

1カ月5,000円の負担増を
3,000円に抑制するための
差額を払い戻します

※高額療養費の口座の登録が必要で、まだ登録されていない人には山口県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します（登録済または登録が不要な人には郵送しません）。申請書が届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください

ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。書類は必ず郵送します。

不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターに問い合わせてください。

岡岩国警察署 ☎ (24)0110、消費生活センター ☎ (29)5017



医療費窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ

- 今回の制度改正の見直しの背景などに関する問い合わせ
厚生労働省コールセンター ☎ 0120(002)719(通話無料)
受付時間：月～土曜 9時～18時(日曜・祝日は休業)
- その他の問い合わせ
山口県後期高齢者医療広域連合 ☎ 083(921)7111（運営主体）
保険年金課 ☎ (29)5084（保険証発行）、(29)5083（高額療養費）